

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：兵庫県CGハザードマップ)

兵庫県CGハザードマップによると、当会が立地するエリアにおいて浸水想定はないが、市街地の味原川沿いの一部で、2m以内の浸水が想定されている。浸水想定地域には事業所が少ない。

(土砂災害：兵庫県CGハザードマップ)

兵庫県CGハザードマップによると、山間地域(浜坂市街地以外)は、土砂災害、地滑り等が生じる恐れがあるエリアとなっている。湯村温泉では周囲の山が地滑りの該当となっており事業所の集積もある。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年で26%以内の確率で発生すると言われている。地震に伴う地滑りでの被害が想定される。

(津波：兵庫県CGハザードマップ)

兵庫県CGハザードマップによると、当会が立地するエリアにおいて浸水想定はないが、沿岸部の住宅地で一部2m未満の浸水が想定されている。浸水想定地域には事業所は少ない。

また、当町の最高津波水位は4.5m、最短到達時間(1mの水位上昇)は11分となっている。

(その他)

町内の岸田川流域では、特に平成2年の台風19号において、大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により住宅被害が300棟を超えた。

また、近年は大雪となる傾向は少ないが、過去に雪害により停電した地域もある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 728 事業所
 - ・小規模事業者数 559 事業所 平成28年経済センサス
- (内訳) 単位：社

	事業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
製造業	52	46	浜坂地域に広く分布している。
建設業	109	107	町内に広く分布している。
卸売業	22	17	町内に広く分布している。
小売業	168	128	市街地を中心に分布しているが、近年ではロードサイドへの分布も多い。
宿泊業	46	41	浜坂、七釜、湯地区に分布している。
サービス業	312	204	町内に広く分布している。市街地に集積がある
その他	19	16	町内に広く分布している
合計	728	559	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者BCP策定に関する国の施策の周知

- ・事業者BCP策定セミナー、個別相談(専門家派遣)の実施
- ・損害保険会社と連携した損害保険への加入促進(全国商工会連合会・東京海上日動火災保険、あいおいニッセイ同和損害保険)
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食)の備蓄
- ・新温泉町が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更に、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題がある。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	BCP策定支援セミナー	策定目標 (事業者数)	
				BCP	事業継続力強化計画
728	559	R 2	2回	30	8
		R 3	2回	40	12
		R 4	2回	40	18
		R 5	2回	40	20
		R 6	2回	50	20

BCP策定数には事業所が自発的に作成するものを含む。策定済事業者数は年度毎に調査を行う。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は速やかに県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 町の地域防災計画における商工会の役割に加え、以下の取組を行うことにより発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。初年度は会員企業に2年目からは会員外企業も含めて実施する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。 会報2回/年
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について巡回指導時に災害リスクの高い地域から順に指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 2回/年

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和2年12月までに事業継続計画を作成予定。

3) 関係団体等との連携

- ・ 損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。ポスターは商工会館、並びに町役場に掲示する。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認 1回/年
- ・ (仮称)新温泉町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。 2回/年

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（マグニチュード6の近地地震…震源まで約70km）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。 1回/年

< 2. 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- 発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(暴風・豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

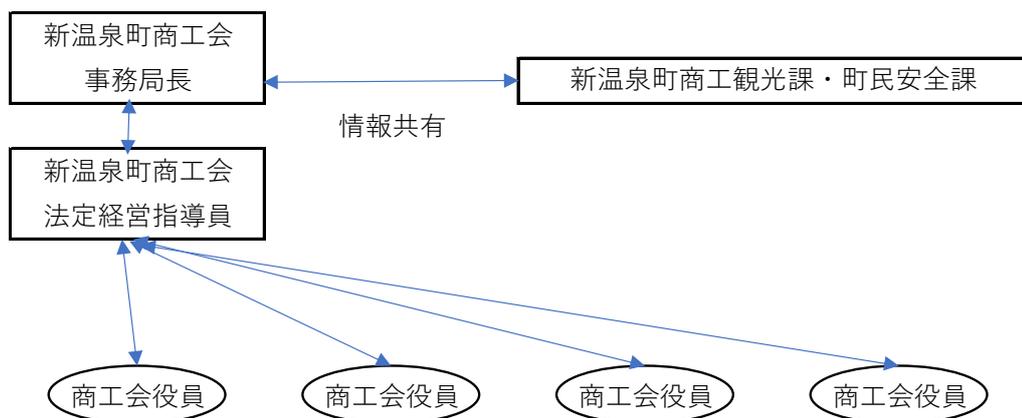
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する

発災後～1週間	1日に3回共有する
2週間～3週間	1日に2回共有する
4週間～2ヶ月	1日に1回共有する
3ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

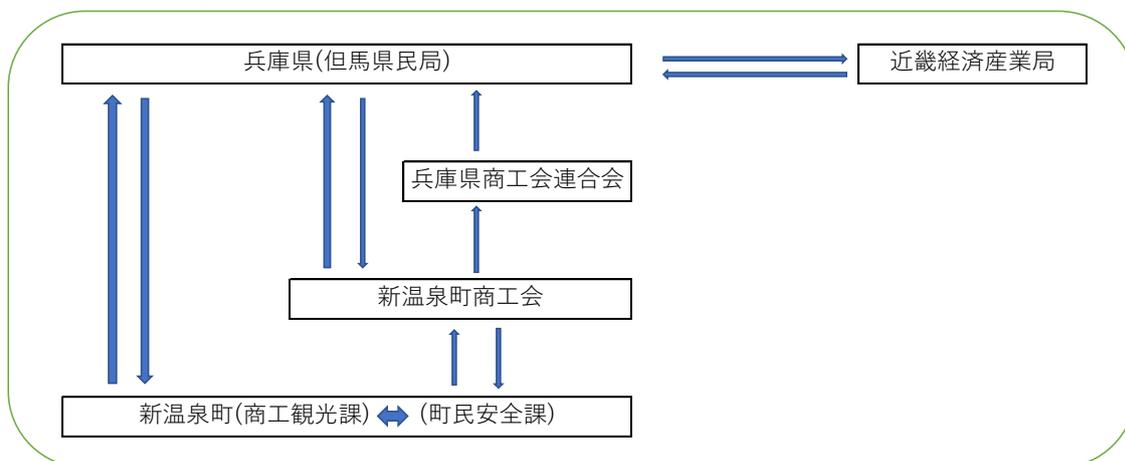
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。



法定経営指導員が中心となり、町内各地域の商工会役員から情報確認を行う、被害状況の確認ができない地域、被害が大きい地域には職員を派遣し被害状況の確認を行う。収集した情報は新温泉町と共有する。

- ・二次被害を防止するため、被災地域で行う活動を定めておく。

- ・広範囲にわたる災害により職員の半数以上が被害を受け、被害状況の調査ができない場合は商工会連合会に協力要請を行い、調査を行う。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当町より県（窓口は県民局）へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

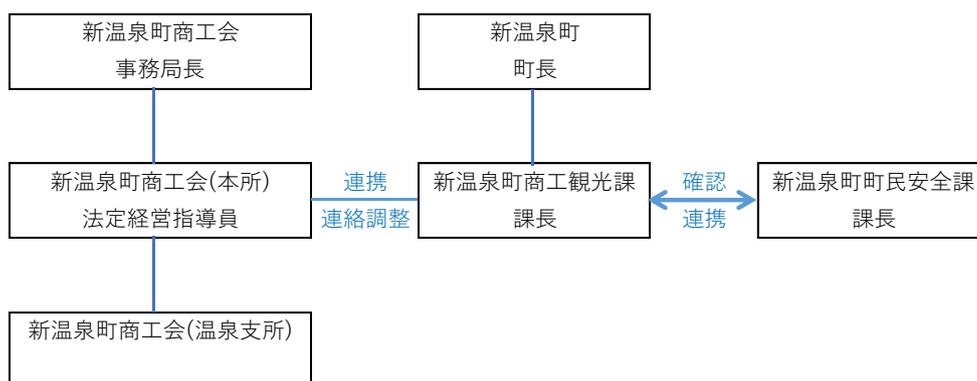
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 安田秀夫 } (連絡先は後述(3)①参照)
伊藤隆幸 }
中村 晃 }

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/関係市町連絡先

①新温泉町商工会 本所 経営支援課

〒669-6702 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2143-10

TEL : 0796-82-1152 / FAX : 0796-82-3732

E-mail : office@sinonsen.com

②新温泉町 商工観光課

〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2673-1

TEL : 0796-82-5625 FAX : 0796-82-3054

E-mail : syokokanko@town.shinonsen.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	200	225	225	225	225
・協議会運営費	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	48	96	96	96	96
・専門家派遣費	48	48	48	48	48
・チラシ製作費	41	41	41	41	41
・防災備品費	33	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
補助金：兵庫県、新温泉町 受託費：兵庫県商工会連合会 自己財源：会費、共済手数料等収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

